

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県久留米市城島町檜津1118番地1

氏 名 株式会社LOHAS
代表取締役 渡邊 雅夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 令和 2 年 7 月 7 日
(2020 年)許可の有効年月日 令和 7 年 7 月 6 日
(2025 年)

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含まない)		
	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
紙くず	—	—	—
木くず	—	—	—
繊維くず	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—
ゴムくず	—	—	—
金属くず	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—
がれき類	○	—	—
燃え殻	—	—	—
汚泥	—	○	—
廃油	—	—	—
廃プラスチック類	○	○	—

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の欄に「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
(2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 令和2年（2020年）7月7日付けで新規許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。